

第2号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更について

(諮問:生駒市決定)

大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、公共施設等の用に供されたものを削除するため、所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

| No. | 内 容 | 地区番号 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 1 | 公共施設の敷地の用に供されたことにより、生産緑地地区から削除するもの。 | 101 149 151 152 173 183 |

大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

新旧対照表

| 面積 | 備考 |
|---------------------------------------|------------------------|
| 〈42.64 ha〉 約42.59 ha (△0.05 ha) | 〈地区数258ヶ所〉 地区数258ヶ所 |

〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

変更内容

生産緑地法第8条第4項の規定による通知が生駒市長から平成24年5月31日付けで、奈良県郡山土木事務所所長から同じく6月12日付けで提出され、公共施設等の用に供されたものについて、生産緑地地区から削除するものです。

生産緑地法第8条第4項

生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第1項各号に掲げるものをしようとするものは、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

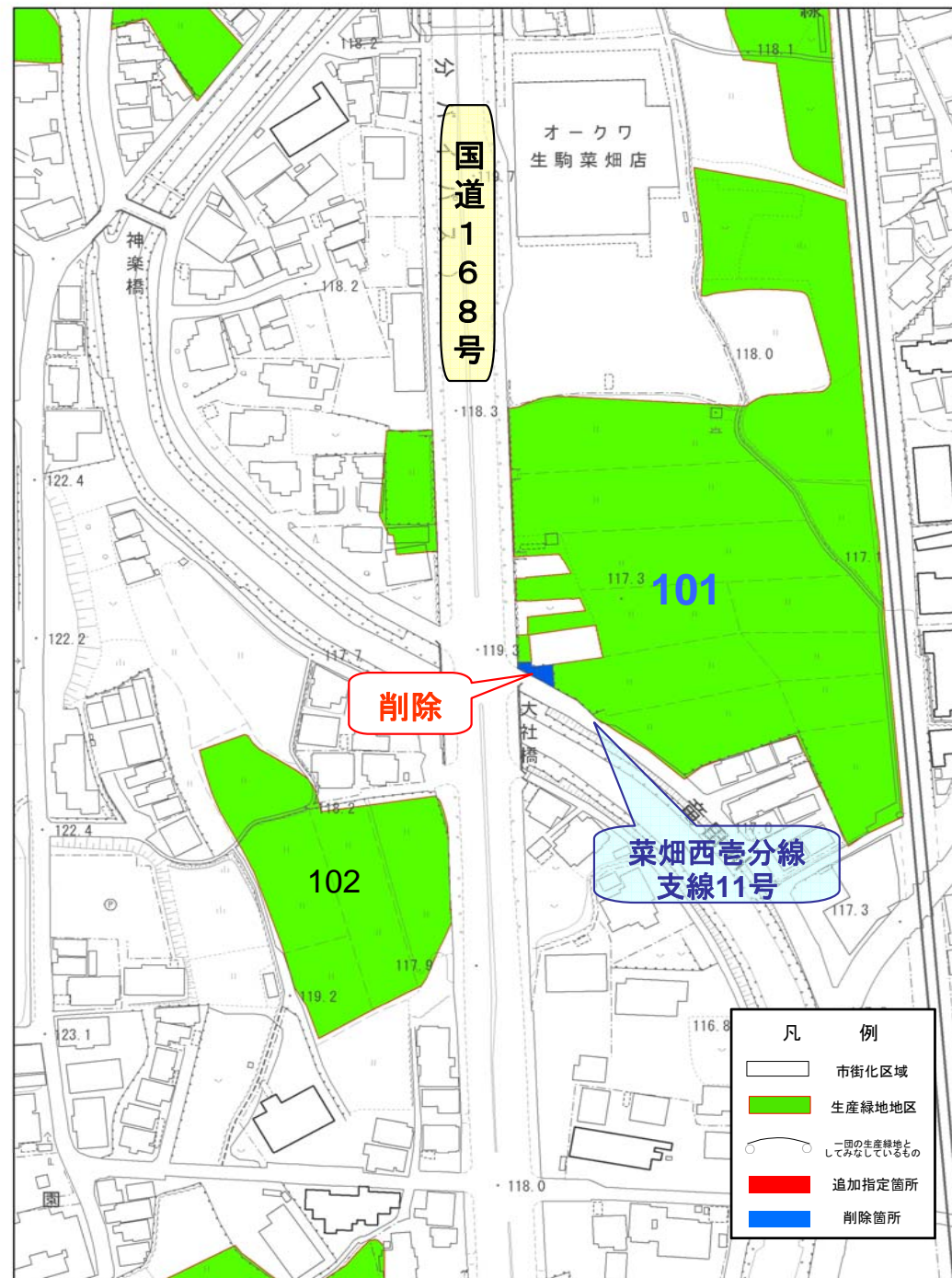
生産緑地法第8条第1項

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

位置・変更区域

地区番号 101

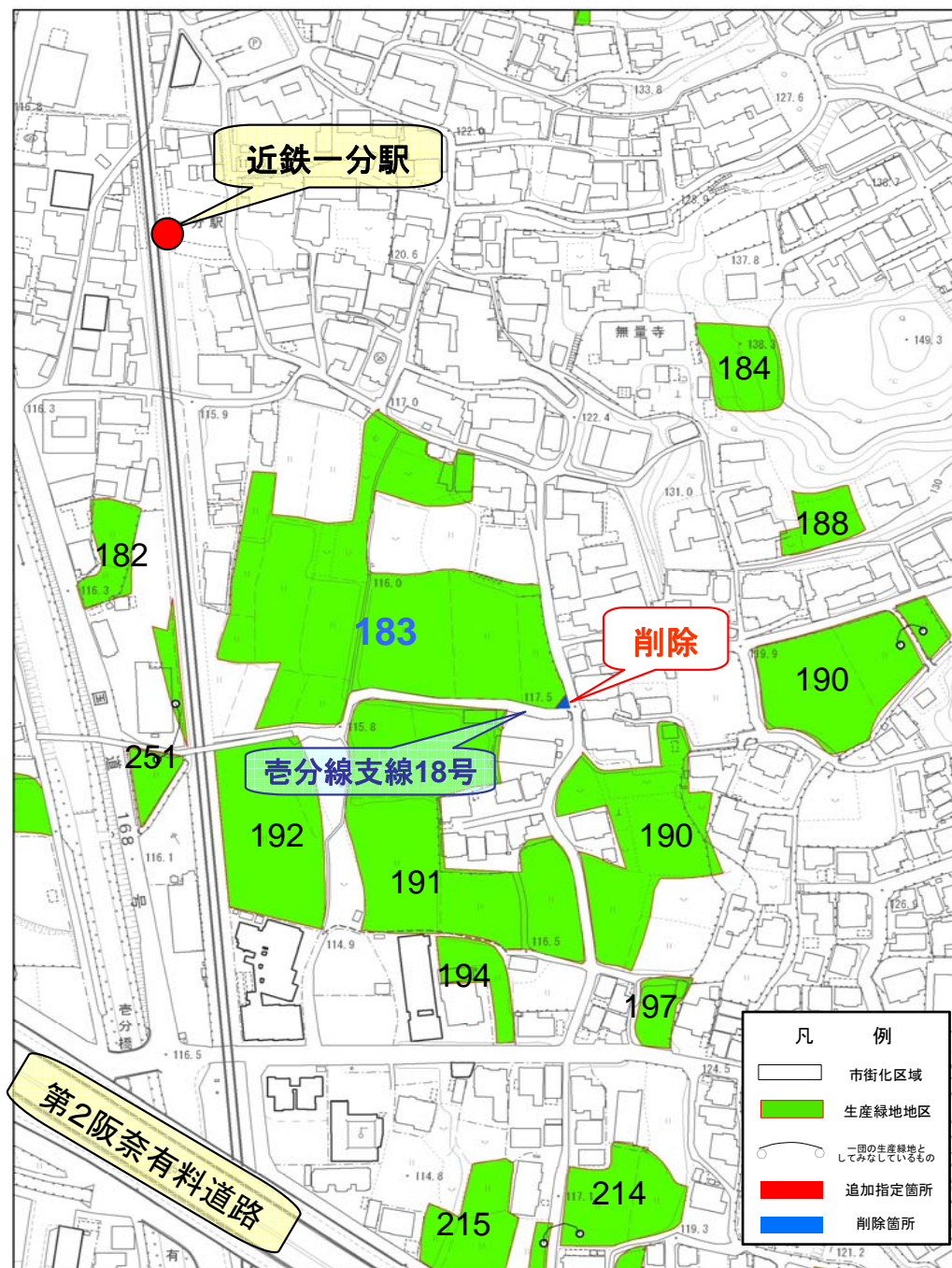
当該生産緑地地区は壱分町地内にあり、国道168号バイパス線及び竜田川に隣接し大社橋の北側約10mに位置しております。



位置・変更区域

地区番号 183

当該生産緑地地区は壱分町地内にあり、近鉄一分駅の南東約250mに位置しております。



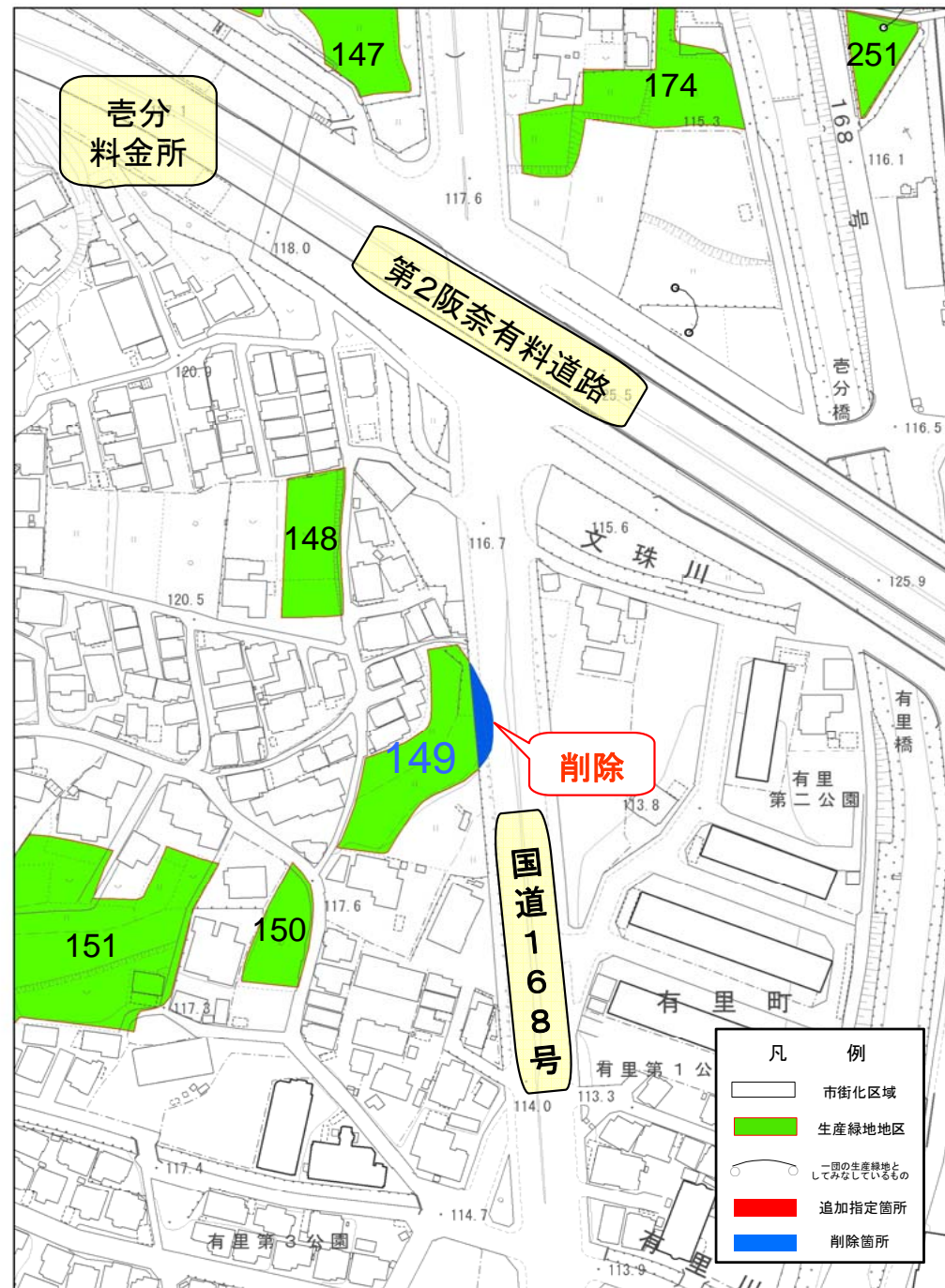
位置・変更区域

地区番号 149

当該生産緑地地区は有里町地内にあり、第2阪奈有料道路の壱分料金所から南東約200mに位置しております。



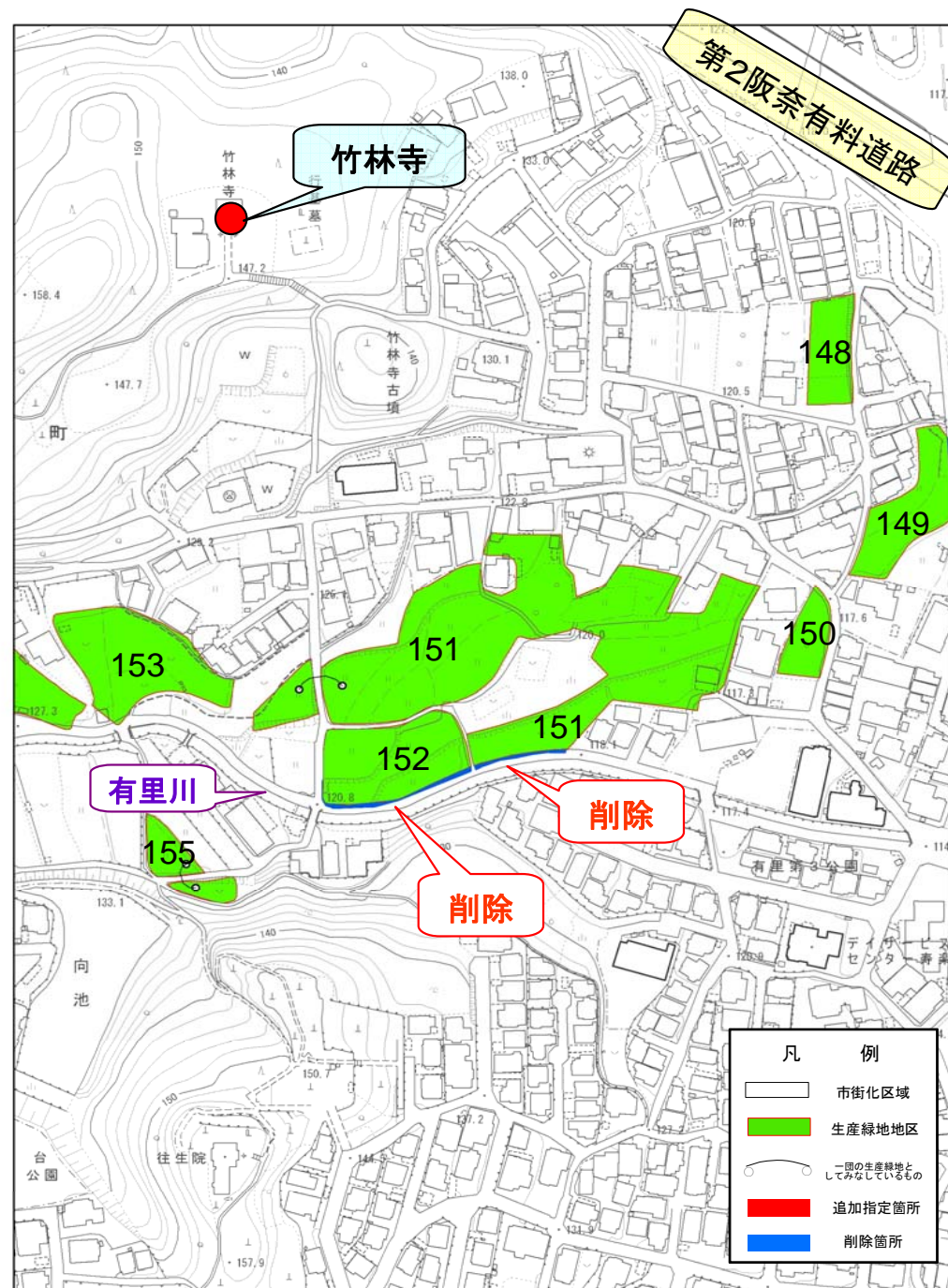
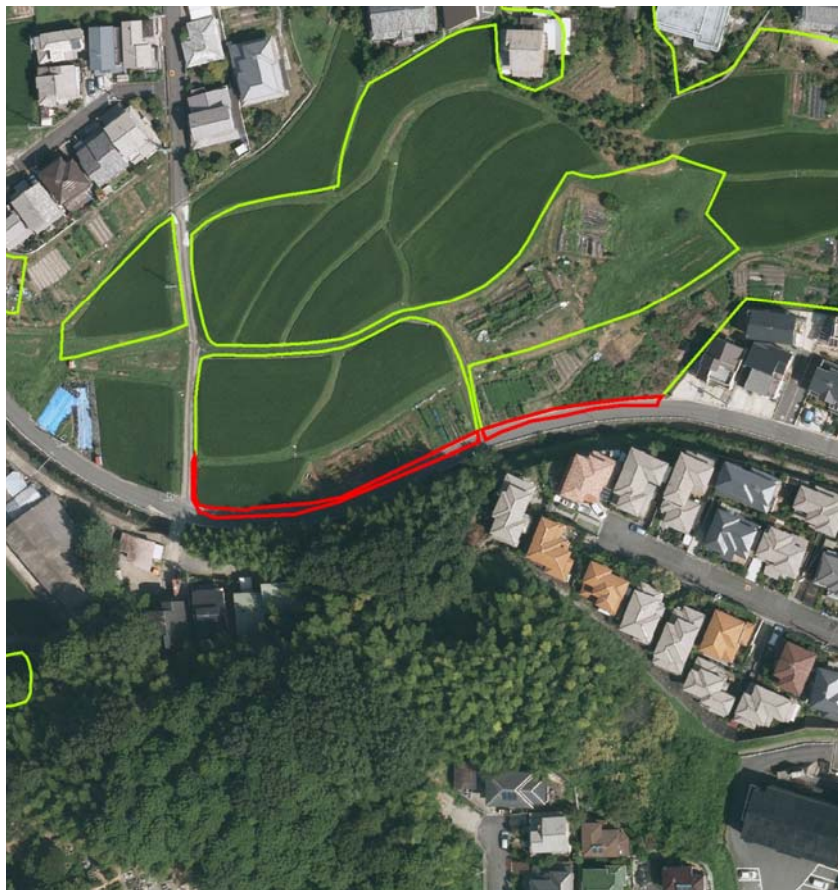
1



位置・変更区域

地区番号 151
152

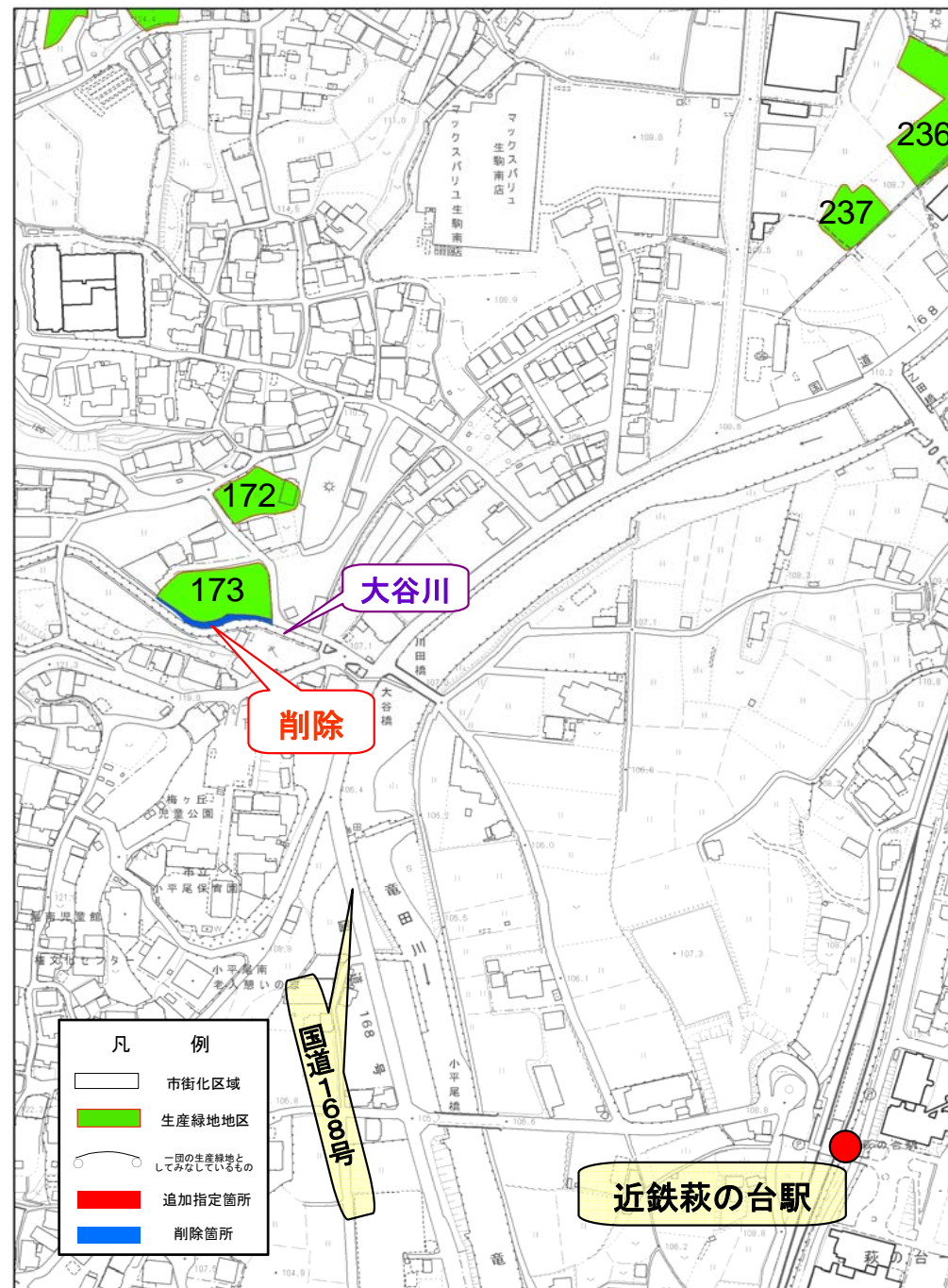
当該生産緑地地区は有里町地内にあり、竹林寺南側約250mに位置しております。



位置・変更区域

地区番号 173

当該生産緑地地区は小平尾町地内にあり、近鉄菟の台駅北西約400mに位置しております。



大和都市計画生産緑地地区の変更（案） の縦覧結果について

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 告 示 日 | 平成24年7月9日付 生駒市告示第115号 |
| 縦 覧 期 間 | 平成24年7月9日（月）から 平成24年7月23日（月）まで |
| 縦 覧 者 数 | 1名 |
| 意見書の提出 | なし |